

第4回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

日 時	平成27年9月15日(火) 10:00~10:50
項 目	介護保険に関する事務に係る特定個人情報ファイルの保有に対する特定個人情報保護評価について(公開審議)
出席者	審査会委員 河原会長、原田委員、櫻井委員、日高委員、松木委員 保健福祉局地域支援部介護保険課 竹内係長、中村職員 総務企画局情報政策部情報政策課 奥竹係長、廣瀬係長、渡邊主査、加藤主査
事務局	総務企画局文書館 山本館長、竹中係長、今福職員
傍聴人	0人
内 容	

(介護保険課)《竹内係長が全項目評価書(案)について説明》

平成27年7月28日から8月24日までの期間にパブリックコメントを行いました。

主な意見ですが、一点目は「個人番号が書かれたカードを失くして番号が分からないときに不具合があるか。」というものです。もう一点は、「介護保険のからみなので介護保険の言葉は分かるけれど、体系的な言葉が分からない。」というものでした。この意見を踏まえて、評価書に加え、用語集を添付することとしています。

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

介護保険に関する事務について、簡単にご説明いたします。

(1) 被保険者の管理

介護保険制度では、自治体が保険者となり、40歳になると住民が被保険者としての資格を取得します。また、市外への転出や死亡等により、被保険者としての資格を喪失します。

介護サービスを利用できるようになるのは、65歳からで、65歳になった被保険者には被保険者証を交付します。

(2) 要介護・要支援の認定

介護サービスを受けるためには、認定を受けなければ利用できません。

認定に当たっては、訪問調査員が自宅を訪問して、心身の状態や生活状況を聞き取るとともに、主治医に意見書を作成してもらいます。これらの情報をもとに、被保険者ごとにどの程度の介護が必要なのかという要介護度を決定します。要介護度は、介護が必要な度合いの低い方から「要支援1、2」「要介護1~5」の7段階に分かれています。この要介護度をもとに、介護支援専門員が被保険者の「介護サービス利用計画」を作成して、介護サービスの利用が始まるということになります。

(3) 保険給付の支給

介護サービスの支給に当たっては、被保険者は利用料を支払います。利用料は、その1割又は2割を被保険者が払い、残り8割又は9割を保険給付として保険者が負担します。介護サービスを提供した事業者からの請求を審査して給付を決定します。

(4) サービス事業者・施設の管理

省略します。

(5) 介護保険料の徴収

保険給付の半分は、被保険者から徴収した保険料から賄われます。65歳以上の被保険者については、保険者が直接被保険者の所得や世帯の状況を確認して保険料

を決定し、直接徴収します。

これらの事務のうち、番号法において特定個人情報ファイルを使うこととされているのが、「②事務の内容」の2（1）及び（2）の11項目になります。

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

介護保険に関する事務で、特定個人情報ファイルを取り扱うシステムは7つです。

（1）システム1（介護保険システム）について

介護保険の事務で中心となって使用するシステムで、被保険者の資格の管理から認定の管理、サービスの受給状況の管理、保険料の納付の管理、被保険者の書類の送付先等の宛名の管理を行っています。

（2）システム2（中間サーバー）

すでに保護評価を終えている税制課及び区政課の評価書に記載されているものと同じですが、情報提供ネットワークにより情報連携をするデータを保管するシステムです。

（3）システム3（団体内統合宛名システム）

介護保険システムに付番する被保険者番号を個人を特定する統一識別番号に集約して管理するシステムです。

（4）システム4（総合窓口システム）

区役所の総合窓口にて転入・転出を行う市民に対して、介護保険の被保険者の資格の取得若しくは喪失の手続を行っています。

（5）システム5（宛名管理システム）

被保険者の住所、氏名、送付先等の宛名情報を管理しています。

（6）システム6（総合収納システム）

第1号被保険者の保険料徴収に関して、滞納者への督促状若しくは催告書の作成や延滞金の管理を行っています。

（7）システム7（総合滞納整理システム）

第1号被保険者のうち、保険料を滞納している方への差押等の滞納処分を行っています。

3. 特定個人情報ファイルシステム名

「介護保険関係システムファイル」です。

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

「①事務実施上の必要性」は、多くの対象者を正確かつ迅速に処理するためには電算システムの利用が必要不可欠であるため、「②実現が期待されるメリット」に記載しているとおり、公平、公正かつ正確、迅速に事務処理を行うことが可能となると期待しています。

5. 個人番号の利用

「番号法第9条」とともに、「（仮称）北九州市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を、法令上の根拠としています。

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

「番号法第19条」を法令上の根拠として実施する予定です。

（別添1）事務の内容

備考欄に記載したように、被保険者からの申請、届出に対して、情報提供ネットワークシステムを含めた他のシステムから情報を取得して審査を行い、審査結果を被保険者に通知するという事務の中で、個人番号が利用されると想定しています。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

介護保険関係システムファイル

2. 基本情報

基本情報は、ファイルに記録する者の人数、記録対象となる範囲や項目についてです。介護保険に関する事務については、対象人数が38万5千人です。記録項目の詳細は20～23ページに掲載しています。

3. 特定個人情報の入手・使用

情報の入手元、入手方法や入手時期及び使用の目的、主体、方法について記載しています。

被保険者本人以外にも市内部の他部局、他の自治体、医療保険者から情報を入手します。入手した情報は、保健福祉局介護保険課及びその関連課、そして各区役所の保健福祉課といった介護保険担当部門の他に、介護保険被保険者の資格の取得・喪失に関係する市民の転出入を担当する各区役所の市民課及び出張所、区政課等、介護保険料の生活保護代理納付を担当する保健福祉局保護課及び各区役所の保護課、又保険料の滞納整理を行う税制課及び各区役所の納税課、条例に規定する予定である予防接種担当部署の生活衛生課、同じく条例に規定予定の障害者自立支援給付を行う障害福祉課で使用する予定になっています。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

介護保険に関する事務の一部を委託することによって、受託した者が特定個人情報を取り扱うこととなる可能性があるものを記載しています。

(1) 介護保険システム運用保守業務

介護保険システムを用いての一括処理の準備、監視、オンラインでの操作方法に関する問合せ対応等を行ってもらっています。

(2) システム基盤（オペレーション業務等）

介護保険システムを始めとした北九州市の各業務システムは、この基盤上で操作をしています。

(3) 総合収納システム運用保守業務

(4) 総合滞納整理システム運用保守業務

介護保険料の滞納者を管理するシステムの運用保守に関する業務です。

(5) 税金・料金お知らせセンター管理運営業務

介護保険料の滞納者の中でも、滞納が始まったばかりの方に対しては、納め忘れを防止するために電話でお知らせをしている業務です。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

介護保険に関する事務のために収集した特定個人情報は、番号法等を根拠に情報提供することがあります。情報提供については、「提供」と「移転」に区分しています。

提供は、他の個人情報保護評価実施機関に対して情報を渡すもので、移転については、同一の実施機関内で利用目的外の事務を行う部署に対して情報を渡すものです。

提供に関しては、他の行政機関等に対して行うもののみであるため、番号法による「提供先1」にまとめて記載しています。具体的な提供先は、18～19ページにかけて記載しています。

移転は、地方税、国民健康保険、後期高齢者医療制度、年金生活者支援給付金、生活保護、中国残留邦人等支援給付、予防接種事務、障害者自立支援給付の8つの事務に関して、5つの所属に対して行っています。

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所は、市においてはセキュリティカードにより入室制限のかかったサーバー室内にサーバーが保管されています。国が管理する中間サーバーに関しても、同様に厳重に管理されています。

保管期間は、介護保険料滞納者への給付制限を行う際に、10年前までの滞納状況を参考とするため、この10年に5年間の保管期間を加えた15年間となっています。

消去方法については、システムに保管されているデータに関しては、保管期間を終えたものについて定期的な削除処理を行います。申請届出書等の紙媒体に関しては、保管期間を終えたものは、定期的に廃棄しています。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

特定個人情報を入手したり使用したりする際に発生するリスクを想定して、どのような対策を行うかをご説明します。

1. 特定個人情報ファイル名

介護保険関係システムファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

（1）リスク1：目的外の入手が行われるリスク

個人番号カード等により本人確認を厳守するとともに、目的外の情報入手ができない申請届出様式やデータフォーマットを調整しています。

（2）リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク

本人確認と入手情報量の確認を徹底するとともに、業務システムの利用者制限を行います。

（3）リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

氏名、生年月日、性別、住所の基本情報による本人確認を徹底して正確性を保持します。

（4）リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

窓口では、第三者がのぞき見できないように、ついたてを設けています。また、電子媒体による情報入手に関してはパスワードを設定していますし、その他電子情報に関しては庁内連携システムを基盤とした専用線を用いることで、漏えい紛失を防止しています。

3. 特定個人情報使用

リスク1から4までの4つのリスクを想定していますが、入手した情報は基本的にシステムで使用していくこととなりますので、不正な使用ができないようにアクセス制限がかかっています。また、アクセスのログを記録することによって、不正アクセスを抑止するとともに、職員に対する情報セキュリティ研修を実施しています。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託業者に対しても職員と同様に、システムへのアクセス制限を設けています。委託契約に際しては、契約書に禁止事項、制約事項を明記するとともに、従事者には誓約書も提出させています。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

移転については、情報を必要とする所属が情報を提供する所属に対して事前にデータ利用申請を行い、情報を提供する所属がそれを承認するという事前手順が定められています。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

これについては、以前税制課及び区政課が諮問を行った評価書の内容と同じですので、説明を割愛させていただきます。

7. 特定個人情報の保管・消去

保管に関しては、物理的な対策として、情報を保管しているサーバー室の入室に機械警備を導入しています。技術的な対策として、ウイルス対策ソフトを導入するとともに、業務用端末にはデータが残らない方式を採用しています。また、中間サーバーにもデータセンターへの入室管理など、同様の対策が講じられています。消去に関しては、保存期間が到来したデータはシステムによりバッチ処理を行う予定であり、使用されない古いデータがいつまでも存在することはありません。

IV その他のリスク対策

1. 監査

特定個人情報に関しては、年に1回評価書の内容を自己点検する予定です。また、情報セキュリティ監査を定期的に行っており、適正な運用をチェックします。

2. 従業者に対する教育・啓発

情報セキュリティ研修を実施して、意識向上を図っています。

V 開示請求、問合せ

開示請求等について記載しています。

VI 評価実施手続

介護保険に関する事務は、全項目評価が義務付けられています。

意見聴取は、パブコメ方式により平成27年7月28日から8月24日までの28日間で行いました。

最後に、別冊としてシステムの「用語集」を追加しています。

以上で、介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書についての説明を終わります。

(審査会委員) 区にも介護保険の担当部署があると思いますが、介護保険課が一括して管理している情報が取り扱われているということですか。

(介護保険課) 各区が取り扱っているのもこのシステムですが、各区はその区の部分しか触ることができないようになっています。

(審査会委員) 各区のデータが市で一括されて、市民のデータとして取り扱われているということですね。それを委託している業者は公募ですか。

(介護保険課) このシステムの契約については、介護保険課が契約しているものと、そうではないものがあるのですが、介護保険事務処理システムについては介護保険課で契約しています。介護保険のシステムについては、パッケージの製品を購入しております。今現在は、その著作権を有する業者に委託しています。

(審査会委員) それぞれのシステムごとに契約が異なるということですか。一括して市が複数の業者と契約しているわけではないのですか。

(介護保険課) 今回の7つのシステムごとに、市が業者と契約しています。

(審査会委員) 一方当事者は必ず市ということですね。

(介護保険課) そうです。

(審査会委員) それは公募ではないということですね。

(介護保険課) 介護保険事務処理システムでいえば、これは平成12年から行っていますが、一度決まった業者から物を購入していますので、それをメンテナンスできる業者と契約しています。

(審査会委員) ずっと同じ業者ということですか。

(介護保険課) そうです。

(審査会委員) システムのログについて、総合収納システムと総合滞納整理システムがあるようですが、なぜ第1号被保険者だけが対象となるのですか。それ以外の方の情報はどのように管理しているのですか。

(介護保険課) 介護保険の被保険者というのは、第1号被保険者と第2号被保険者に分かれています。その違いは年齢によるものです。第1号被保険者は65歳以上の方で、第2号被保険者は40歳から64歳までの方となっており、そのうち市町村が直接保険料を徴収するのは第1号被保険者です。第2号被保険者については、各人が加入している医療保険の保険者が徴収しています。

そのため、市が保険料徴収の管理を行うのが第1号被保険者のみとなっているということです。

(審査会委員) 「特定個人情報の保管・消去」について、業務用端末にデータが残らないようにしているとのことですが、以前問題になった年金機構の個人情報漏えいは、こういうところから起きたということでしょうか。

(情報政策課) 年金機構の件は、システムを管理している端末から漏れたのではなく、そちらにあったデータを、インターネットに接続されている端末に持ってきてしまい、その端末が感染したために漏えいしてしまったという案件です。

(審査会委員) 今回の場合は、データを動かすことはないのですか。

(情報政策課) 基幹系の端末は、電源を落とすと中に入っているデータが全て消え、リセットされます。つまり、データが取り出せないようになっています。一部データを提供しないといけないものがありますが、その場合も先の説明にもあったとおりパスワードを設定する等の適正な管理を行っているので、年金機構のようなことはありません。

(審査会委員) 担当職員は決まった端末で作業するというのですか。ネットにつながったところでは決して作業しないということですね。

(情報政策課) インターネットに接続できる端末は介護保険システム等のシステムにはつながっていませんので、介護保険の事務を行う際には、必ず安全な端末で業務を行うこととなります。

(審査会委員) 例えばUSB等でデータを抜き出すことはできないのですか。

(情報政策課) USBメモリも、登録された媒体しか使えません。しかも、「この職員はこの端末でしか操作できない」というようなガードをかけており、それを申請する際には情報セキュリティ責任者の承認が必要となります。つまり、ごく一部の限られた者しかデータの取得ができないということになっています。

(審査会委員) 申請があって審査があって、そこまではきちんとされていることは分かるのですが、もし何かあったときのために、それをチェックする体制は整っているのですか。ログなどをチェックしているということですが、おかしいと思われるようなケースのチェックは行っているのですか。

(情報政策課) システム上からデータを取得した場合、何時何分に誰がどの端末から何のファイルを取ったかが記録されるようになっています。その記録を全て保存しているので、万が一情報が漏えいした場合も、漏えい元を特定する調査が可能となっています。

(審査会委員) そういうことを監査で見られているということですか。

(情報政策課) セキュリティ監査の中で行っています。

(審査会委員) では職員の方は、異動のたびにその手順を一から学ぶということですか。

(情報政策課) そうです。異動すると、端末の利用者としての登録から行います。

- (審査会委員) では、「リスク対策は十分か。」という項目の「十分である。」という評価は自己評価ですか。
- (介護保険課) そうです。
- (審査会委員) 委託先と誓約書を交わすということでしたが、これは請け負った企業とでしょうか、それとも業務を担当する個人とでしょうか。
- (介護保険課) 両方です。企業とも交わしますし、システムを使用する方全員と、情報の漏えいはしない旨の誓約書を交わしています。
- (審査会委員) リスク対策についての自己評価はほとんど「2 十分である」等ですね。
- (介護保険課) 市としては、十分に整備していると考えています。「1 特に力を入れている」、というより、全てに力を入れています。
- (審査会委員) いくつかのシステムが合わさっていますが、それぞれのシステムごとにバックアップはあるのですか。
- (情報政策課) システムすべてについて、毎日バックアップを取っています。
- (審査会委員) 別の建屋にあるのですか。
- (情報政策課) 月に2回、県外の遠隔地に保管しています。
- (審査会委員) システムに関係のないところですが、パブリックコメントで「個人番号カードを紛失した場合はどうなるのか。」という問合せがあったという話でしたが、それに対する回答はされたのでしょうか。
- (介護保険課) パブリックコメントでの意見について、個人に対する回答はしないのですが、寄せられた意見についての市の見解は、ホームページや各区の窓口で行います。介護保険事務においては、厚生労働省令で申請書に個人番号を記載することになっていますが、マイナンバーが記載されたものを紛失して個人番号が分からないという場合には、市がその方の個人番号を確認しますので、介護保険の申請ができないということにはなりません。ただし、その方が介護保険に関すること以外で、個人番号を知りたいということであれば、個人番号が記載された住民票の写しを請求したり、個人番号カードを申請したりして、適切に入手する必要があります。
- (審査会委員) 他にご質問がないようですので、これで終わります。次回は、リスク対策の妥当性について審議を行いたいと思います。